

## 第15号議案

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「「除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」に改める。

第36条第3項中「「を除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「ならびに特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第51条第3項中「。次条第3項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を加える。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が  
改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。